

第 1 回 鳥取県最低賃金専門部会次第

と き 令和 7 年 7 月 31 日（木）15 時 30 分～

ところ 鳥取地方第一合同庁舎 2 階共用会議室

1 開 会

2 議 事

（ 1 ）部会長及び部会長代理の選出について

（ 2 ）鳥取県最低賃金専門部会の運営について

（ 3 ）鳥取県最低賃金の改正審議について

（ 4 ）その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3

鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月30日

区分	氏名 ふりがな	現職
公益代表	いしかわ ますみ 石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 副学長補佐
	さとう まさし 佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	なかの さとし 中野 聡	中野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
労働者代表	かわむら まさゆき 河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	きたばたけ ひとし 北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部 支部長
	やました こうじ 山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
使用者代表	いけたに ゆうじ 池谷 勇治	鳥取県商工会連合会 理事
	にしむら ともみ 西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事
	はなばら ひであき 花原 秀明	一般社団法人H&C 代表理事

鳥 取 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
最低賃金専門部会運営規程

令和4年4月1日改正

(目 的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 2 9 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 1 2 月 1 5 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 1 3 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年 8 月 2 4 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 1 6 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 2 2 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 1 1 日)

第 7 条の改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。